

天皇の「生前代替わり」にかかる 何もかもが大問題—その始まりの話

桜井大子（反天皇制運動連絡会）

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」（「特例法」）案が、今年（2017年）6月9日、全会一致で成立した。この法律を許すことによって、私たちはさらに生きづらい社会へと大きく踏み込むこととなった。まずはこの「特例法」制定までの経緯をごく簡単に再確認しよう。

2016年7月13日、天皇明仁の「生前退位」意向を、NHKがスクープという考えられないやり方で全国津々浦々まで周知させた。その首謀者はいまだ定かではない。そして翌8月8日、TVのおそらく全局が、天皇が自分の考えを直接語りかけるという映像をほぼ一斉に報道し、新聞各紙・雑誌等が後を追つて報道を続けた。このビデオメッセージも、実際どのような経緯でつくられ流されたのか定かではない。

7月のスクープで政府・マスコミの間に激震が走り、8月の天皇メッセージで事態は大きく動きはじめた。10分ほどの天皇の「お気持ち」表明が、政府・マスコミを動かし、最終的には憲法に抵触する法律をつくるに至る。それは天皇が法律（「皇室典範」）の変更を要するメッセージを流し、政治家を動かし、憲法4条「国政に関する権能を有しない」に反したこと、しかも憲法の象徴天皇規定を書きかえる内容の法律をつくらせたということを意味する。

9月末、有識者会議が組織されたが、「生前退位」を認めるのか、認めた場合恒久法とするか、今回限りの「特例法」とするか、「安定的皇位の継承」問題の対策案として「女性宮家」創設を組みこむか否か、有識者会議・政府内・マスコミを通して出てくる「専門・文化人」らの見解は大きく割れていた。

年明けには論点がまとめられ、国会では議論すること自体が「不敬」であるとの認識で、衆参両院議長らは「全会一致」可決を目標に水面下で意見調整を繰り返した。法案は、恒久法ではなく「特例法」としながらも「現天皇一代限り」の文言を削除することで将来的な可能性を残し、恒久法派が合意。「安定的な皇位継承」問題も、付帯決議として「政府は女性宮家の創設等について検討を行い、その結果を速やかに国会に報告する」趣旨の一文が入り合意に至る。「全会一致可決」はこういった経緯の結果であ

った。

結局、「特例法」は天皇の意向に沿った内容で成立し、天皇の「意向表明」時点で、この「特例法」問題の半分が出揃っていたことになる。残りの問題は、この状況をなれば進んで受け入れたこの社会（政府、マスコミ、専門・研究者集団、そして市民社会）がつくりだした。「リベラル」派も含め、この状況を止めるどころか、多くが天皇の意向を忖度し事態を進めたのだから。例外は変化を忌避する伝統主義右翼とごく少数の反天皇制運動だけだ。憲法学者横田耕一のような原則的な発言を続ける人もいるが本当に例外的存在だ。

「代替わり」状況をつくり出した「特例法」の問題を考えるためにも、その前提となった、とてつもなく政治的な天皇メッセージを、内容をかいづまみ再確認しておきたい。天皇は憲法によってのみその存在の根拠が示されているので、*で憲法に少しこだわってみる。

1. 天皇という立場上、現行の皇室制度に具体的に触れることは控えるが自分の考えを述べたい。

*これは、これから自分が述べることは皇室典範に（実際には憲法にも）触れることであり違憲行為となるので、具体的には言わないが忖度してくれ、と読むべきだろう。

2. 「伝統の継承者」として、「いかに伝統を現代に生かし、いきいきとして社会に内在し、人々の期待に応えていく」かを考えている。

*「伝統の継承」とは「萬世一系」の皇位と「皇室祭祀」の継承のことであろう。しかしそれは、現憲法下では否定されている家父長制家制度や政教一致問題を内包する。

3. 天皇の務めは「何よりもまず国民の安寧と幸せを祈ること」、「人々の傍らに立ち、その声に耳を傾け、思いに寄り添うこと」。

*これは憲法が定める国事行為ではないし、むしろ天皇の「祈り」が国家的な公の行為となれば政教分離規定に違反する。

4. 国民統合の象徴としての役割を果たすためには、「天皇が国民に、天皇という象徴の立場への理解を求めると共に、天皇もまた、自らのありように深く心し、国民に対する理解を深め、常に国民と共にある自覚を育てる必要を感じてきた」。

*憲法にあるのは「憲法の定める国事行為」だけで、「象徴としての役割」などどこにもない。また天皇

は、憲法一条の「天皇は、日本國の象徵であり日本國民統合の象徵であつて、この地位は、主權の存する日本國民の総意に基く」以上に何の理解を求めるというのか。条文を素直に読めば、象徵を別のものに替える自由すら「國民」の方にあると思える。

5. 「國民を思い、國民のために祈るという務めを、人々への深い信頼と敬愛をもって」なすためには「日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅」は「天皇の象徵的行為として大切」

*だから、こういうのは天皇の仕事として憲法に規定されていないって！ と何度も言いたくなる。むしろ「祈り」を公的行為と位置づけるのは 20 条にある政教分離規定に反するはずだ、と。

6. 天皇の高齢化への対処が、国事行為や、その象徵としての行為の縮小というのには無理がある。

*再度の憲法 4 条だが、「天皇は、憲法の定める国事に関する行為のみを行い」と定め、「象徵的行為」については違憲と考える人も少なくない。この行為の縮小に無理があるという天皇の方に無理がある。

7. 摂政を置くにしろ、天皇が十分にその立場に求められる務めを果たせぬまま死ぬまで天皇であり続けることに変わりはない

*繰り返しになるが、そのような「求められる務め」など憲法は求めていないし、逆に摂政の規定はあるのだ。

8. 天皇の死去で、服喪の行事が 1 年以上続き、同時に即位関連行事も進行。行事に関わる人々、とりわけ家族は、非常に厳しい状況になるので避けたい（「生前退位」が好ましい）。

*天皇やその周辺の者の都合で法律を変えるという事態に民主主義などない。

9. 象徵天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続していくことをひとえに念じ、自分の気持ちを話した。国民の理解を得られることを、切に願っている。

*結局これが言いたかったし、すべて天皇と天皇一族のための法律づくりだった。

このようなメッセージが直接私たちに向かって語られ、多くの「日本人」がそれに応えた形となり、「特例法」は成立した。立憲主義と民主主義をかなぐり捨てるという事態である。

「特例法」一条（趣旨）は、敬称（「陛下・殿下」）付き、敬語使用で、身分制度を表す法律となっている。そして、天皇が国事行為のほか、被災地訪問な

ど「公的活動」を高齢で続けることが困難となることを「深く案じ」、「國民」はその天皇を敬愛し、理解し、共感していると明記。そうでない者たちは「國民」には入らない。これが「國民の総意に基づく」という憲法へのいいわけであるから、呆れるしかない。さらに、これまで違憲か合憲かで見解を二分してきた「公的行為・象徵的行為」は法律の前提として扱われ、いとも簡単に違憲ハードルを越えてしまった。

天皇は退位後上皇となり、経済的にも身分的にも天皇並み、皇太子不在で秋篠宮が皇嗣として皇太子待遇となる。「退位・即位・改元」のスケジュールはほぼ決まりつつあり、「大嘗祭」、「女性宮家」と天皇課題は続く。またしても服属儀礼のパレードだ。さあ、私たちはこれからどうしよう。

関東地区では、複数の市民団体が集まって継続的な取り組みを始めている。まずは集会・デモ。11月 26 日（日）13 時「終わりにしよう天皇制 11.26 大集会」@千駄ヶ谷区民会館（JR 原宿駅ほか）／講演：吉澤文寿、横田耕一ビデオインタビュー、ビデオ上映、コント。全国の友人・仲間に参加を呼びかけている。ぜひご参加を。

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」

この法律は、

- ① 天皇陛下が、昭和 64 年 1 月 7 日の御即位以来 28 年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徵としての公的な御活動に精励してこられた中、83 歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること
- ② これに対し、國民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること
- ③ さらに、皇嗣である皇太子殿下は、57 歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられること
という現下の状況に鑑み、皇室典範第 4 条の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めるものとする（第 1 条）